

第37回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和5年7月19日（水）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和5年7月19日（水）午前10時00分から午前11時00分
2. 開催場所 壬生町役場 大会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己 2番 大橋 好一 3番 高橋 敏雄 4番 大関 孝男
6番 高橋 宏治 7番 琴寄 成人 8番 清水 利通 9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員
星川 旭 推進委員 戸崎 浅一 推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第6 報告第1号 非農地証明願の件について
日程第7 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第8 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第9 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他 事務連絡
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 田中貴子 副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、 主任 齋藤純一
主任 松本ひなた

7. 会議の概要

令和5年7月19日（水）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第37回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名で欠席委員はおりません。また、星川 旭雄推進委員、戸崎 浅一推進委員にも出席をいただいております。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 みなさん、改めましておはようございます。猛暑が続いている中、ご苦労様です。九州北部の豪雨災害、また東北の豪雨という事で、テレビを見ているとすごい雨で、川が決壊して、被害にあわれた方にお見舞いを申し上げたいと思います。関東については猛暑が続いております、みなさんも体調管理が大変だと思いますが、病気にならないようにしっかり体調管理をしていただきたいと思います。農業委員会では今日が私たちは最後の総会という事で、わたくし個人的には15年この農業委員会でお世話になりました。私とともに退任される方が何名かいらっしゃると思いますが、長い間農業委員の皆さん、推進委員の皆さん、大変ありがとうございました。そして、今期の委員さんには3年間に渡りいろいろな事業等をやっていただきましたが、壬生町の農業振興に役立ってきたのかと思います。引き続きまた明日から委員となられる方、推進委員になられる方、半数程度が新しい方になられるわけですが、経験のある方は引き続き指導しながら、壬生町農業委員会を引き立てていただいて、そして壬生町の農業振興にあたっていただきたいと思います。今日の総会は、皆様にご協力いただくわけですが、スムーズな総会にしていきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

- 局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長 それでは、8番 清水 利通 委員、9番 早乙女 誠 委員をお願いいたし

ます。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神 係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

6月28日 水曜日 常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで行われ、梁島源智会長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任が出席いたしました。

6月28日 水曜日 一般社団法人 栃木県農業会議通常総会が、護国会館で行われ、梁島源智会長が出席いたしました

6月30日 金曜日 第1回壬生町道の駅みぶ活性化検討委員会が、役場特別会議室で行われ、梁島源智会長が出席いたしました。

7月14日 金曜日 壬生町の農業振興に係る意見交換会が、虎ノ門ヒルズCICシェアオフィスで行われ、梁島源智会長と大関孝男委員が出席いたしました。

7月14日 金曜日 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場101会議室と現地で行われ、高橋宏治農業委員、琴寄成人農業委員、清水利通農業委員、星川旭推進委員、戸崎浅一推進委員、事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項からご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (下馬木) 自作地 129㎡
譲受人 _____ (下馬木) 自作地 112㎡ 借受地 26㎡
貸付地 14㎡

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙 _____ 田 38㎡
売買による所有権移転 _____円 稼働2人

第2項

譲渡人 _____ (上三川町) 自作地 58㎡
譲受人 _____ (国谷南) 自作地 40㎡ 借受地 15㎡
貸付地 278㎡

(土地の表示)

壬生町大字国谷 _____ 畑 1626㎡
贈与による所有権移転 稼働3人

以上、第1項、第2項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件について、申請書及び添付書類、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 清水 利通 委員

●8番 清水 利通 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

それでは 第1項についてご報告いたします。去る7月15日、譲受人、_____氏立会いのもと、癸生川農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしました。
チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも

問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7項の地域との調和要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員 (2項の現地調査の結果並びに補足説明)

2項案件について、報告いたします。去る7月14日 金曜日 譲受人 _____さん立会いのもと、私と大橋好一農業委員、川嶋敏雄推進委員で現地確認いたしました。チェックシートに従い地域要件について確認しましたが、問題がないものと思われますので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、順にご説明いたします。

第1項

賃貸人 _____（あけぼの）

賃借人 _____（鹿沼市）

（土地の表示）

壬生町大字国谷 _____ 畑 4 3 9 3 m²

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第2項

賃貸人 _____（下野市）

_____（下野市）

賃借人 _____

（東京都）

（土地の表示）

壬生町大字安塚 _____ 畑 1 6 m²

壬生町大字安塚 _____ 畑 2 6 2 1 m²

壬生町大字安塚 _____ 畑 1 0 m²

壬生町大字安塚 _____ 畑 6 7 m²

壬生町大字安塚 _____ 畑 7 8 m²

合計 2 7 9 2 m²

店舗敷地（コンビニエンスストア） 30年間の賃借権設定

第3項

賃貸人 _____（田向稻荷内）

賃借人 _____（日光市）

土地の表示)

壬生町大字藤井_____畑 1600㎡
園芸用土採取 1年間の賃借権設定

第4項

賃貸人 _____ (東原)

賃貸人 _____ (芳賀町)

(土地の表示)

壬生町大字福和田_____畑 872㎡
壬生町大字福和田_____畑 397㎡
壬生町大字福和田_____畑 365㎡
合計 1634㎡
園芸用土採取 1年間の賃借権設定

第5項

賃貸人 _____ (中泉)

賃借人 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字中泉_____畑 2079㎡
壬生町大字中泉_____畑 1140㎡
合計 3219㎡
園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

説明は以上になります。

○議長 ただ今の事務局の説明に関連して、この件については去る7月14日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の6番 高橋 宏治 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 高橋 宏治 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、7月14日 金曜日に私と 琴寄成人農業委員、清水利通農業委員、星川旭推進委員、戸崎浅一推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南西に約600mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大4.5mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については建設発生土を調達予定であります。事業資金は自己資金で対応します。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案の通り決定いたしました。本案件については、7月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 高橋 宏治 委員(2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、_____から東に約800mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請地の西側にある既存店舗が道路拡幅に伴い移転する必要があることから今回の申請に至ったとのこと。周辺道路の交通量も多く、

周辺住民や道路利用者の利便性向上を図ることが出来ると考え、申請地を最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は自己資金で対応します。また、開発許可については県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において代替性もないことから調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 高橋 宏治 委員 (3項案件について報告)

続きまして、第3項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北に約400mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路及び雑種地から2m、宅地から3mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3.5mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については建設発生土を調達予定であります。事業資金は自己資金で対応します。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守る事について厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、

許可やむなしとなりましたが、こちらの業者については、前々回地での完了届が未提出であるという事ですので、許可発出については、事務局から補足説明をお願いします。

●事務局 補足説明 (齋藤主任)

私の方からご説明させていただきます。

こちらの_____という業者ですが、現地調査前に前々回地の完了報告書が未提出だったという事が判明し、事務局と地元委員の篠原職務代理と現地調査メンバーの琴寄委員とで現地を確認してまいりました。

今、回覧している写真のとおり資材が残っていたり、草が生い茂っている状況で、農地の復元がされているとは言い難い状況でした。完了届については、復元完了の写真も添付する必要があるのですが、そのままでは完了報告書が提出できないため、調査委員会では資材の撤去や除草が終わってからの写真を添付して完了届を提出させてから、今回分の許可証を交付するのがよいのではないかと、ということです。現地調査後、業者の方に連絡をして、昨日業者から連絡があり、写真の2枚目のとおり、農地への復元が完了されているという事を事務局で確認しました。

委員の皆様にも写真をご覧いただいておりますが、許可証の交付については通常通りで問題ないと思われるのですが、ご判断をよろしくお願いします。

○議長 どうですか。写真をみて、問題ないでしょうか。

●7番 琴寄 成人 委員

草はそれほど大きく伸びているわけではないんですが、耕運機でも少しかき回してもらえれば、耕起さえされれば心配ないと考えています。

○議長 昨日事務局で確認して、問題ないという事ですよ。

●事務局 補足説明 (宇賀神農地調整係長)

農業機械をおそらく業者は持っていないので、農家の方がやられるようなきれいな耕起にはなっていないのですが、資材の撤去と除草等、こちらが求めたことに対しては行っていると町の方では判断しました。

○議長 この写真を見るとロータリーをかければ問題ないですね。多分ブルドーザーみたいなもので平らにしたのでしょう。

●5番 篠原 正明 委員

調査委員会前日に、事務局から連絡がありまして、その状態だと草が伸びていて、これでは返されても所有者が困るし、草を刈ってからでないと。今はきれいになっていると思うのですが。

○議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 高橋 宏治 委員(4項案件について報告)

続きまして第4項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南に約100mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大2mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者の出荷予定で、埋戻し用土については建設発生土を調達予定であります。事業資金は自己資金で対応します。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、

調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員

参考になのですが、賃借人は前にも実績はあるのですか。初めて？
賃借人の___さんは、以前にも掘削しているのか。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

___さんについては、個人名にはなっていますが、芳賀町で建材業を営んでおり、壬生町でも3か所以上実績があります。本人がやるという事で問題ない事業者だと思います。

○議長 それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 高橋 宏治 委員（5項案件について報告）

続きまして第5項案件についてご報告します。

申請地は、_____の北側に位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大2.2mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、町内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については_____から調達予定であります。事業資金は自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、7月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」ご説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (国谷新田)
_____ (国谷新田)
_____ (福和田)
_____ (福和田)

賃借人 _____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字国谷 _____	畑	305㎡
壬生町大字国谷 _____	畑	1487㎡
壬生町大字国谷 _____	畑	495㎡
壬生町大字福和田 _____	畑	733.43㎡

壬生町大字福和田_____	田	273.23㎡
	合計	3293.66㎡

園芸用土採取及び搬出入路を目的として令和4年5月20日付で農地転用の許可を受けておりますが、今回、1年間の許可期間の延長を目的とした賃借権の設定という事で申請が出ております。説明は以上になります。

○議長 　ただ今の事務局の説明に関連して、この件につきましては去る7月14日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 6番 高橋 宏治 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 高橋 宏治 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果をご報告いたします。

現地調査については、第5条の現地調査と同じ7月14日 金曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項についてご報告します。

こちらの案件は、令和4年5月20日付で園芸用土採取のための一時転用の許可、令和4年6月20日付、令和4年9月20日付でそれぞれ面積変更での事業計画変更の許可を受けております。理由書によると、搬出入路で使用している土地の所有者から、今年の収穫が終わるまで搬出入路として使用しないで欲しいとの要望があり、工事期間内に事業を完了することが出来ないことから、1年間の期間延長申請となっております。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

なお、この案件には、一括方式 新規・賃借権に、琴寄 成人 委員の親族がが、設定人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により、議事参加が制限されます。

琴寄 成人 委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。それでは、改めまして、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、説明いたします。

議案書の6ページ、使用賃借権、再設定分になります。1件、1筆、面積が1176㎡となっております。

次に一括方式の新規、賃借権分について、議案書7ページ、4筆分の賃借で、面積合計が6542㎡となっております。

次に議案書8ページから9ページになります。一括方式の新規・使用賃借権分について、9件分の賃借で面積合計が15772㎡となっております。

次に議案書の10ページになります。所有権移転分について、6筆分の所有権移転で面積合計は6283㎡となっております。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄 成人 委員の親族が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 8番 清水 利通 委員

●8番 清水 利通 委員

_____さんが今月も利用権を新たに設定されているようですが、今までも

地域の隣接農地の方から管理不足と申しますか、クレームと申しますか、かなり広範囲にわたって聞いているものですから、その辺をこれからどういうふうに、対応していくのか。

新たな担い手として遊休農地にせず、耕作放棄地を解消できるという事も重要なのですが、周りに迷惑がものすごくかかっているという状況を、どういう形で指導していったらいいのか。許可を出す前にその辺の地権者・地主との話し合いもあると思うが、周りの農家の方とのことを、もう少し農業委員会として指導していただくことが必要ではないかと思っています。皆様のご意見をいただき、解決できるとまではいかななくても、努力をする必要があるのではないかと思います。よろしくお願いします。

○議長 _____ の案件ですね。もう稲が倒れているんですよ。

● 8番 清水 利通 委員

管理が行き届いてないんですね。畦畔の件は各地区で話が出ています。たまたま私が隣接しているところは、畔塗りはやったのですが、背丈以上の草になっている。私だけの問題ではないと思いますが、そこは病害虫の住処になってしまう。

私はナスを作っているのだが、ヨトウムシの食害によってかなりの被害を受けています。他の所も畦畔の管理が出来ていない。害虫の住処になるという事で畦畔の管理したほうがいいのと、水稲関係も当然言われていますので、あまりにも目にあまるという事ですので、農業委員会としても何か指導すべきではないかなと思うのですが。

○議長 文書か何かを、_____さんに送付するしかないですよ。そういった苦情が出ているという事で。どうでしょうか。

● 2番 大橋 好一 委員

うちの隣も作っているのですが、やはり畦畔のところの草が伸びてしまって、たまに機械でサッと刈ってそのまま帰ってしまう。1年に1回か2回くらいしか刈らないのではないかな。

非常に周りの人は口説きはするが、どうしたらいいかわからないのが現実です。

貸している人はあの人に貸しているのだから、というけれど、やはり借りた人の責任というか、土地を借りたのだから畦畔まで一緒に管理するのが当然だと思いますね。頭痛いのは畦畔の方ですから、中は自分の収入に影響するからですけど、やはり隣接地の人はそれでは困る、そこから草の実や獣も出てくる、害を受けるという事で、非常に不安という話はあちこちから聞こえてきます。

耕作してもらう事は非常にありがたいのですが、口説きとか苦情が出ないようにもっと言ってもらわないと。

この受付は農政課で受け付けているのですよね。バンクを通せば集積奨励金が出るんですよね。ここはどっちをとるかなんです。もうそろそろ限界にきているのかなと思いますけれども。本人はやる気十分なんですけれども。

○議長　　ここは農政課か農業委員会である程度指導していかないと、これから先どうしようもなくなってしまいます。

●8番　　清水 利通 委員

病虫害の住処になってしまうので、利用権設定する場合には畦畔も含めてちゃんと管理するように徹底した指導をしていかないと、このまま泣き寝入りになってしまう。どこの地区でも頭を抱えている問題なのです。何らかの形で対策を講ずる時期に来ていると思います。

●7番　　琴寄 成人 委員

援護するわけではないが、だれも受けてくれない、耕起もできない、木が生えてしまったような土地を幹旋すれば、起こして田んぼとして復帰させてくれるんですよ。今までも条件が悪いところを、_____さんは機械を持っているから、便利なんです。農業委員会や農政課から文書を出すのは、けして悪いことではないが、あまりきつい表現の文書では、上稲葉はまだ土地改良も進んでいない状況なので、これから耕してくれなくなっても困るんです。草が生い茂っているのをよしとするわけではないが、遊休農地、耕作放棄地になる田があって、それを解決してくれるのが、現在_____さん一人なんです。

そういう事も考えると、皆さんが言うとおりの文書を出すのも結構ですが、表現を考えてもらいたいです。

迷惑をかけているというのは十分わかっていますし、注意するのも当たり前だと思うのですが、注意の仕方を考えてもらいたいです。

○2番　　大橋 好一 委員

注意文書はぜひ出してもらいたいのですが、隣の耕作者が迷惑だと思わない環境にしてもらいたい。本人もわかっているんだろうけれど、間に合わないという事で、よほどになってからやっている状態だから、一回で済ますのではなく、2回、3回とやっていただくのが皆さんの希望だと思います。

○議長　　今年は雨が多いので、伸びが早いのだと思いますが、いずれにしても町の方で、

農政課か農業委員会で相談しながら文書を送付していただいて。

● 8 番 清水 利通 委員

今まで行政指導とか、全然していなかったわけですね。ただ、農地を拡張して、利用権設定をどんどん受け付けて。遊休農地を増やすよりは、担い手が守ってくれればいいと。しかし農地として管理していく以上は畦畔も含めて管理する、という認識を本人に意識づけしないと、最近起きた課題ではないですよ。数年かかってここまで来ている。何も対策をしていない訳だから、だから、文書はちゃんとした文書がいいと思います。

琴寄委員が言っていたように、あまり厳しくせずと言っていたが、厳しく言ったとしてもできないかもしれない。生ぬるく言ったのでは、おそらく何年かかっても解決しない。やはり強い行政指導が必要だと思います。こういった時こそ。

○議長 この問題は、農政課と農業委員会にお任せしてよろしいですか。

○議長 それでは採決でよろしいですか。議案第 4 号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄 成人 委員の親族が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 4 号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄 成人 委員の親族が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで 琴寄委員 に退席をお願いします。

(琴寄 成人 委員 退席)

○議長 先ほど事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄 成人 委員の親族が設定人となる事案について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 4 号「壬生町農用

地利用集積計画の件について」のうち、琴寄 成人 委員の親族が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄 成人 委員の親族が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

○議長 琴寄 委員 は、席にお戻りください。

(琴寄 成人 委員 着席)

○議長 次に、日程第6 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の11ページのとおり1件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員 (1項案件について報告)

非農地証明の件について報告いたします。6月23日に_____さんの親の_____さんの立会いのもと、私と刀川利夫推進委員と、行政書士の___さんで現地確認をいたしました。平成12年11月頃から、隣接する自宅敷地への進入路及び農業用倉庫を建築し、現在も宅地利用している。間違いありませんでしたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に日程第7 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の12ページから13ページのとおり6件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第8 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の14ページのとおり4件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 次にその他の件を議題といたします。

●事務局 説明（松本主任）

その他について

- 1、「令和6年度県農業等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項」について
要望を2件記載しております。確認いただき問題がなければこれで提出いたします。

○議長 要望は皆さんけっこうあると思いますが、これでよろしいですか。

●事務局 （松本）

追加等ございましたら、今週中をお願いいたします。

- 2、記載していないのですが、6月23日に依頼しました、_____さんの農地の幹旋の件ですが、上稲葉地内で琴寄委員の幹旋により借り手が見つかりましたのでご報告いたします。

事務連絡

7月分の報酬の日割り計算書を添付いたしましたので確認ください。

8月15日に振込予定です。

第24期農業委員会 卒業懇親会の収支報告になります。6月20日に栃木市の「肉のふきあげ」で開催いたしました。ご確認願います。

以上になります。

○議長 私の方から1件よろしいですか。

7月分報酬の日割り計算書ですが、特に推進委員さんの件で、3年間推進委員を務めていただいて、報酬をいただいているわけです。そういう中でいろいろな事業等々に参加していただけなかった推進委員さんが数名いらっしゃる。明日から農業委員、推進委員の新しい方が集まるわけですが、新しく会長になられる方には、特に推進委員の出席をお願いしたいということを伝えてください。

報酬や国からの交付金の上乗せ分をいただいておりますので、それに見合うような仕事をしていただきたいので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長 皆さんからなにかありますか。

○議長 無いようですので、それでは、以上をもちまして、第37回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お世話になりました。

【午前11時00分閉会】

会長 梁島源智

8番 清水利通

9番 早坂誠